

那珂市議会 総務生活常任委員会記録

開催日時 令和8年6月10日（水） 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 小宅 清史 副委員長 鈴木 明子

委員 小池 正夫 委員 寺門 厚

委員 木野 広宣 委員 遠藤 実

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 大和田和男 事務局長 横山 明子

次長 海野 直人 次長補佐 岡本奈織美

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明 企画部長 加藤 裕一

政策企画課長 浜名 哲士 政策企画課長補佐 生田目恵司

財政課長 照沼 克美 財政課長補佐 郡司 智弘

総務部長 篠原 広明 管財課長 飛田 建

管財課長補佐 稲田 政徳 管財課長補佐 成田 洋一

管財課長補佐 植田 剛史 税務課長 関 雄二

税務課長補佐 三田寺裕臣 市民生活部長 秋山 光広

防災課長 柴田 真一 防災課長補佐 疋田 克彦

環境課長 萩野谷 真 環境課長補佐 畠山 智光

消防長 寺門 薫 警防課長 寺門 弘文

建設部長 高塚 佳一 都市計画課長 黒川 耕二

都市計画課長補佐 村山 知明

会議に付した事件

（１）議案第32号 専決処分について（那珂市税条例の一部を改正する条例）

…原案のとおり承認すべきもの

（２）議案第33号 専決処分について（那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例）

…原案のとおり承認すべきもの

（３）議案第36号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例
の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

（４）議案第37号 令和8年度那珂市一般会計補正予算（第1号）

…原案のとおり可決すべきもの

（５）議案第38号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）

…原案のとおり可決すべきもの

(6) 議案第39号 物品売買契約の締結について(小型動力ポンプ積載車購入)

…原案のとおり可決すべきもの

(7) 議案第41号 建設工事請負変更契約の締結について

…原案のとおり可決すべきもの

(8) 調査事項について

(9) 議員と語ろう会について

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 おはようございます。

じめじめした朝でございます。本日、総務生活常任委員会に皆さんご参集いただきまして、ありがとうございます。本日も熟慮して慎重審議のほうを皆さんお願いいたしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送いたしております。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は簡潔かつ明瞭に、何を聞きたいかははっきりとお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただきますようよろしくお願いします。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はおりません。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を始めさせていただきます。

会議事件説明のため、副市長、ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

本日は総務生活常任委員会、ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

一般質問も終わって一段落という感じもしますが、今日から各常任委員会が始まります。小宅委員長の下、慎重審議をお願い申し上げまして、簡単でございますがご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

総務生活常任委員会、ご参集お疲れさまでございます。

皆さんご承知のことと思いますが、先週、中東情勢対応の補正予算が成立しまして、その中に重点支援地方交付金も組み入れられました。例年、前回等に比べるとかなり小規模でありますけれども、内容が固まりましたら改めてご相談をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

本日提出しております議案は、条例関係が、専決処分を含めて3件、補正予算1件、その他3件の合計7件でございます。慎重なるご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 本委員会の会議事件は、サイドブックス掲載の次第のとおりでございます。

これより議事に入ります。

議案第37号 令和8年度那珂市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いします。

財政課長 財政課長の照沼です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第37号をご覧ください。

議案第37号 令和8年度那珂市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正になります。変更になります。

事項、インターネット接続システム使用料、補正後限度額5,997万2,000円。なお、期間については補正前と同じになります。

5ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、補正額489万円。

18款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金2,810万4,000円。

20款諸収入、5項雑入、4目雑入91万1,000円。

6ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費600万3,000円。

7ページをお願いいたします。

中段になります。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費35万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

寺門委員 6ページ、1項総務管理費の5目財産管理費の中で600万3,000円。庁舎管理事業の中で修繕料ということなんですけれども、521万2,000円。こちらは具体的にどこで、どんな修理になるのでしょうか。

管財課長 管財課です。

こちらの庁舎管理事業に計上させていただいております521万2,000円、こちらの修繕の内容ですけれども、本庁舎の冷暖房に使用しております空冷ヒートポンプチラーユニット、熱交換器なんですけれども、こちらの圧縮機の故障に伴う修繕が発生したことによるものです。こちらのチラーユニットなんですけれども、2台体制で交互に運転をする仕様となっておりまして、そのうち1台について、本年3月上旬に故障が発生いたしまして、現在1台のみの稼働体制となっております。こちらの、この2台のチラーユニットの製造年が2013年11月のものという形になっておりまして、稼働から10年以上経過しているものなんですけれども、こちらの、今回故障に伴いまして2台とも圧縮機のオーバーホール点検と部品の交換を実施する内容になってございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

遠藤委員 5ページの、ちょっとなんだろうなと思って、雑収入の生成AIパイロット校事業、この内容を教えてください。

財政課長 こちら文部科学省の委託事業となっております、学校現場における生成AIの利活用による事例の創出であるとか好事例の普及展開を図ることを目的に支払われる収入となっております。具体的には、学校の先生方の公務利用としまして、例えば生徒に配付するプリントや板書のたたき台、それとか学校だより等の保護者向けの文書などでの生成AIの利活用というものを想定しているということになります。

以上でございます。

遠藤委員 分かりました。校務システム、先生方が使っているあれですね。

あれというのは、ただこの額で言うと市内小学校、中学校、どこを対象とか、パイロットですから、これはどこなんですかね。

財政課長 事業自体の所管課は学校教育課になりますけれども、今回については白鳥学園が指定校として採択内定を受けているということで伺っております。白鳥学園です。小中になります。

委員長 いいですか。

ほかございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。お疲れさまでした。

休憩（午前10時08分）

再開（午前10時10分）

委員長 それでは、再開いたします。

財政課及び消防本部が出席いたしました。

議案第38号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

財政課長 引き続き財政課になります。ほか、関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第38号をご覧ください。

議案第38号 物品売買契約の締結についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、消防団第4分団第1部配備の消防ポンプ自動車の購入に係る物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしまして、契約の目的、消防ポンプ自動車の更新になります。契約の方法、指名競争入札による契約。契約の金額、2,998万4,938円。契約の相手方、茨城県石岡市国府五丁目2番25号、有限会社鈴機、代表取締役鈴木直人でございます。

次のページをお願いいたします。

納品の概要でございます。

車名、消防ポンプ自動車。使用シャシ、3トン級消防専用シャシ。シャシ寸法、全長5,800ミリ以下、全幅1,900ミリ以下、全高2,800ミリ以下。変速機、オートマチック。駆動方式、2輪駆動。乗車定員、6人。ポンプ装置、一式でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

先日は視察を受け入れていただき、ありがとうございました。

では、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。先日の視察も踏まえて、何かこう、突っ込んでお聞きしたいことがあれば。大丈夫ですか。よろしいでしょうか。

（なし）

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第39号 物品売買契約の締結について(小型動力ポンプ積載車購入)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、議案第39号をご覧ください。

議案第39号 物品売買契約の締結についてご説明いたします。

提案理由としましては、消防団第8分団第3部配備の小型動力ポンプ積載車の購入に係る物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしまして、契約の目的、小型動力ポンプ積載車の更新になります。契約の方法、指名競争入札による契約。契約の金額、2,011万7,586円。契約の相手方、茨城県水戸市新荘二丁目7番33号、水戸通信工業株式会社、代表取締役飯田保二でございます。

次のページをお願いいたします。

納品の概要でございます。

車名、小型動力ポンプ積載車。使用シャシ、ダブルキャブオーバー型4ドア。シャシ寸法、全長5,300ミリ以下、全幅1,850ミリ以下、全高2,500ミリ以下。変速機、オートマチック。駆動方式、2輪駆動。乗車定員、6人。ポンプ装置、一式でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

寺門委員 これ指名競争入札ということなんですけれども、1社ではないと思いますけれども、これ何社でやられたのか。

それと、今回落札ということで、契約を結ぶわけなんですけれども、この対象の会社も過去ポンプ消防車の納品経歴があるのかどうか。ここは防火設備関係がメインで、あと通信がメインの会社なので、その辺はどうなんだろうということなんです。今回、小型動力ポンプ積載車については、何か通信機関係で特殊掲載するべきものがあったのかどうか、その辺も含めて回答いただきたいんですが。

財政課長 私のほうから、指名業者数についてお答えいたします。

指名業者数は、今回10社となっております。

消防本部警防課長 指名入札の落札業者の納入経歴については、今回、水戸通信工業という者

で落札いたしました。消防全般の資機材とか資材とかを扱う業者となります。前身の会社が、私の記憶で茨城消防という会社だったと思うんですけども、その時代に車両の納入とかがあったかというのは、ちょっと私のほうで記憶のほうはございません。

あと、通信に関するものということなんですけれども、通信に特化したものは特別ないんですが、車載の無線機とか通信に関する部分はそのようなものがございます。

以上となります。

寺門委員 過去もちょっと調べてはみたんです。消防ポンプ車の納品履歴はなかったようなので、ちょっとどうなのかなという気がしましたので、ちょっと確認をいたしました。

10社ということなんで、結構対象会社があったんだということがよく分かりました。

それと、質問について、納品、過去履歴はなくても、指名競争入札なんで、その条件に合えば今後も納品の事例が出てくるというような感じになるんでしょうか。今後についてはどうでしょうか、専門業者の数の中で選んでいくということじゃなくて、新しい会社も選んでいくのか、その辺については今後どういう取組というか、していくんでしょうか。

消防本部警防課長 お答えします。

今回の入札、指名業者のほう10社選定させていただいたんですけども、これまでに県内においての車両の入札の実績とか、そういうものを含めて10社のほう選択しております。また、今後、その車両納入とかに関する新たな業者等が入ってきた場合には、そちらのほうを指名のほうに入れさせていただきたいと思います。

以上でございます。

寺門委員 一番心配なのは、メンテナンスのほうです。5年置きで多分やられると思いますけれども、その辺の体制というのは十分なんでしょうか。その辺はどうでしょうか。

消防本部警防課長 お答えします。

メンテナンスとか故障に対する対応のほうは専用の連絡先とか業者も聞いておりますので、そちらのほうへ連絡を入れれば何らかの形ですぐ対応していただけるようにしております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

寺門委員 （録音漏れ）

委員長 よろしいですか。

通信工業、茨城消防だと別だと思えますけれども、もともとN T Tの回線、電電公社の線とかやっていた会社だと思います。その後、光通信とか。

消防本部警防課長 先ほど前身と言いましたが、合併吸収みたいな形で吸収された、茨城消防というのが吸収されて今回入札のほうに入ったというような経緯となります。

以上です。

委員長 あと、寺門委員が懸念しているように、いわゆるただの代理店で、右左で、メンテナンスもできないところが入札で取ってしまった場合、それでいいのかという一つの疑問だと思うんです。

消防本部警防課長 先ほどの説明に補足させていただきます。

水戸通信工業では、直接ポンプ車の製造のほうはおこなっておりません。ここから恐らくポンプの製造会社のほうに仕事が回って、ポンプの製造が始まると思っております。

以上でございます。

委員長 そういう名目なのかな。特約店ということで。分かりました。茨城消防を吸収して合併したので、そういうような特約店になっているということですね。分かりました。

ほかございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。ありがとうございました。

休憩(午前10時21分)

再開(午前10時22分)

委員長 再開いたします。

都市計画課及び財政課が出席いたしました。

議案第41号 建設工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明を願います。

財政課長 引き続き財政課になります。ほか、関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第41号をご覧ください。

議案第41号 建設工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

令和7年9月22日に議決された建設工事請負契約について、変更契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、07国補社交第3号菅谷市毛線道路改良工事(その2工区)第3回変更。

契約の方法、随意契約。契約の金額、変更後1億9,494万2,000円、1,509万2,000円の増

となります。変更理由といたしましては、排水構造物の埋め戻し材の変更等が生じたことによるものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

寺門委員 排水構造物の埋め戻し材の変更等が生じたことからということなんですけれども、約1割弱ですけれども、埋め戻しについて、ちょっと高額だなと、正直な感想なんですけれども、1,500万円。これ、具体的に言うところの部材をどういうことで埋め戻しをするのか。その資材が上がったのか、もしくはもう一遍、工事、二度手間になるのでその人件費が上がるのか、その辺の理由はどうなんでしょうか。

委員長 具体的な明細をお願いいたします。

都市計画課長 都市計画課黒川です。

ご質問の内容としましては、1,500万円の主な内訳というような意味合いかと存じ上げます。

今回の埋め戻し材のほうについてが、主な理由になってございます。そのほかに、今回管渠を布設するに当たって、現況の地盤からかなり掘削をしますので、土留めとして鋼矢板等を打ち込む作業もございました。それについての変更もございます。概ね1,500万円増のうち、埋め戻し材とこの工法変更によるものが約1,100万円等のものになってございます。その他、関連しまして、仮設材の変更、追加等がございまして、今回のこの金額になってございます。

委員長 よろしいですか。

寺門委員 埋め戻しは、当初計画では、例えば10メートルなら10メートルあって、そこがちょっと現状開けてみたら違っちゃったよということなんですか。

都市計画課長 お見込みのとおりでございます。

具体的に申しますと、今回雨水管を布設するに当たりまして、かなりの深度まで掘りました。結果、地下水位が高かったことに伴いまして、当初現場から発生した土で埋め戻す予定でありましたが、埋め戻し材には適さないということが分かりましたので、現場の発生材ではなく購入砕石を使用することとしたことによるものです。

以上です。

寺門委員 ちょっと現場が、土壌も含めて違っているということと、工法上やっぱり埋め戻しについてはしっかりしたものということになると、さっき説明、回答いただいたその材料が必要になるということは分かりました。

それで、もう一点、契約について、第3回変更ということになっていきますんで、第1回とか第2回の変更はあったんですか、3回目の変更という内容でいいんですか。

都市計画課長 3回目の変更になります。

1回目と2回目は金額の変更を伴わない工期の変更を行ってございます。

以上です。

委員長 よろしいですか。

寺門委員 分かりました。

委員長 大丈夫ですか。

ほか、ございますか。

(なし)

委員長 一ついいでしょうか。

熊本県矢代市で、取りあえず落札しちゃえばその後工事はどんどん費用上げられるからみたいな話で贈収賄があったというニュースが出ております。

ですので、質問ではないんですけども、なるべく、随意契約で契約金上がるというようなことが少なくしていただけるようお願いしたいと思うんですが。掘ってみないと分からないというところも分からなくはないですが。よろしくお願いします。

ほか、ございますか。大丈夫ですか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。ありがとうございました。

休憩(午前10時29分)

再開(午前10時30分)

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席いたしました。

議案第36号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

政策企画課長 政策企画課長の浜名です。ほか2名が出席しています。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書 1 ページをご覧ください。

議案第36号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

提案理由でございます。

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の規定による固定資産税の特別措置の対象となる事業者の認定期間を令和8年3月31日から令和10年3月31日に2年間延長するとともに、字句の修正を行うものでございます。

記載はございませんが、まずこの条例の趣旨からご説明いたします。

国の地域再生法に基づきまして、東京一極集中を是正するべく、東京から地方への本社機能移転の加速化を図るために設けられました税制上の特別措置を定めた条例でございまして、具体的には、企業が東京23区から本社機能を那珂市に移転した場合や既に市内にある本社機能を拡充した場合において、資産取得価値の基準などを満たし、茨城県から地域再生法に基づく計画の認定を受けた場合に固定資産税の課税免除等を行うというものでございます。

次の2ページに改正文、その次の3ページから4ページに新旧対照表がございます。

5ページの概要をご覧ください。

本則等の第2条におきまして、省令の一部改正に伴い、事業者の認定の適用期限を2年間延長しまして令和10年3月31日に改めるとともに、現在の法令に合わせまして字句の修正をするものでございます。

その下の改正条例附則では、施行期日といたしまして、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用となります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

遠藤委員 そもそも省令の改正に伴うものなのですが、そもそも那珂市地方活力向上地域、これは那珂市内全域が対象ですか。

政策企画課長 こちらは、国の法令に基づきまして、移転型で一部鳥獣保護区域とか農用地が多い区域については移転ができないような区域ということで、下江戸、大内、田崎地区を除く那珂市の全域が指定されているところでございます。

以上です。

遠藤委員 分かりました。

これって、そもそもあまり聞き覚えがないようなあれですが、平成27年からできてい

るということでありますが、そういうものがあっただけけれども、いわゆる10年間、そういうことを利用して県の認可か何かを受けて本社機能を移転してきた事例は今那珂市にどれぐらいあるんですか。

政策企画課長 現在のところ、那珂市におきましては事例はゼロでございます。

遠藤委員 いい仕組みだとは思いますが、これはちなみに県内で見ると、これの恩恵を受けた地域なりというのは、やっぱり県南かな、その把握はありますか。

政策企画課長 まず、こちらにつきましては、県内でも首都圏に近い守谷市とかは対象外になりまして、県内では44市町村のうち35地域が対象となっています。その中で、公表されている情報はないんですが、やはりつくば市への移転というのが多いかなという印象は受けています。

遠藤委員 分かりました。そういう支援策はあるにはある。今回、若干その期限を延ばしますよみたいなものでありますが、せっかくあるんであれば活用してほしいとは思いますが、なかなか実際ほかのところもというところであろうと思います。本社機能移転となると、なかなかハードルが高いかなと思いますけれども、せっかくこういうものがあるのでありますから、こういうものを使って何とか那珂市に企業誘致、ぜひ課長の下で頑張ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

委員長 ほかがございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。お疲れさまでした。

休憩(午前10時38分)

再開(午前10時39分)

委員長 では、再開いたします。

税務課が出席いたしました。

議案第32号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)及び議案第33号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)は関連があるた

め一括して議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

税務課長 税務課長の関です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、ただいま委員長から説明がありましたとおり、議案第32号と第33号は関連がありますので、一括で説明させていただきます。

まず、議案第32号をご覧ください。

議案第32号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、軽自動車税について、環境性能割の廃止に伴い、「軽自動車種別割」を「軽自動車税」と名称を変更するものです。また、固定資産税の改修特別特例建築物に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例の割合を定める規定を追加するとともに、バリアフリー改修の対象となる建物の種類を拡大するものです。

ほかに関しては、法律改正に伴う項ずれへの対応となります。

2ページに専決処分書、3ページから6ページには条例の改正文を記載しております。7ページから40ページまでは新旧対照表です。41ページから44ページまでは改正条例の概要となっております。

続きまして、議案第33号をご説明いたします。

議案第33号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、改修特別特例建築物に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例の割合を定める規定を追加するとともに、バリアフリー改修の対象となる建物の種類を拡大するものです。

ほかに関しては、法律改正に伴う項ずれへの対応となります。

2ページに専決処分書、3ページと4ページには条例の改正文を記載しています。5ページから10ページまでは新旧対照表です。11ページと12ページは改正条例の概要となっております。

13ページをおお開き願います。

議案第32号、33号共通の説明資料になりますので、こちらの資料で概要を説明いたします。

1、改正の理由は、提案理由と同じとなります。

2の主な改正の内容となります。

(1) 議案第32号関係の軽自動車税でございます。

ア、環境性能割の廃止についてでございますが、本改正は自動車取得時の税負担を軽減し、国内の軽自動車市場を活性化させるという狙いがあり、税体系の整理を行うものでございます。

軽自動車につきましては、これまで取得時に1度だけ課税される環境性能割と毎年課税される種別割の2種類の税がございました。今回の改正によりまして環境性能割につきましては令和8年3月31日をもって廃止となります。また、現行の軽自動車種別割につきましては、名称を軽自動車税と名称変更されることになります。

(2) こちらにつきましては議案第32号関係の固定資産税、議案第33号関係の都市計画税に関する説明となります。

ア、バリアフリー改修が行われた施設に係る特例措置の拡充についてご説明いたします。

この特例につきましては、国の補助を受けてバリアフリー改修を行った建物について、固定資産税及び都市計画税を減額する制度でございます。これまでは劇場やコンサートホールが制度の対象でございましたが、このたびの改正で対象を特別特定建築物全てに拡大するものでございます。

特別特定建築物とは、高齢者や障がいのある方を含む不特定多数の方が利用する施設としてバリアフリー法で定められたものでございます。これにより、新たに病院、ホテル、老人ホーム、銀行などが対象になります。

次に、イ、改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置（わがまち特例）の新設でございますが、わがまち特例とは、国が一律に定めていた固定資産税や都市計画税の軽減率を地方自治体が地域の実情に合わせて条例で定めることができる制度でございます。本市におきましては、国の割合と同様に、税額の軽減率を3分の1とするものでございます。

(3) その他の改正につきましては、法令の改正に伴い、ずれてしまった項の番号を修正するものでございます。

14ページにまいりまして、3、経過措置等につきましては、記載のとおりでございます。3月31日に専決処分をし、4月1日から施行しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

副委員長 簡潔にちょっとお聞きしたいんですけども、軽自動車税なんですけれども、これというのは買うときには税金が安くなるけれども、毎年払う税というのは変わらないということではなかったですか、考え方は。

税務課長 そのとおりでございます。

委員長 いいですか。

ほかございますか。

遠藤委員 13ページの固定資産税、都市計画税に関してなんですが、この特別特定建築物、いろんなものが今度対象になってくるということで、大いに結構なことかと思いますが、ちょっと気になるのが、老人ホームは結構いろんな種類があって、これまでの建物が認められるかという、何かそれありますか。例えば、特養とか有料老人ホームとかいろいろありますね。あとは障がい者の入所施設とか、どこらのレベルまでのものなのか、ちょっと分かれば。

税務課長 そもそも老人ホームとかそちらのほうはバリアフリーというのはされているのかなとは思いますが、今回のこの制度の改正につきまして、全国的に見て劇場とかというものの、対象になっていたものが1件あったというところで、対象が少なかったというところで対象の拡充を図っているというところがありまして、先ほど委員もおっしゃっていたとおりバリアフリー法の対象となる建物というところが基準になってまいりますので、その辺、どのくらいあるのかというのはまだちょっと精査してはいないところでございます。

以上です。

委員長 恐らく件数というよりは種類だと思います、遠藤委員が聞いているのは。

よろしいですか。

ほかございますか。

寺門委員 4月1日からの施行ということなんですけれども、軽自動車税でいうと、もう既に今年の税については5月末で支払いはしているんですけども、これは従来の税制適用ということですよ。今年の4月1日から、車を買った場合とか手に入れた場合については新しい税法が導入されるということですよ。これ、市として減税ということにはなるんですが、独自で、例えば若干下げるだとかいうのは考えていませんか。これ、固定資産税と都市計画税、今、固定資産税は1.4%、都市計画税は0.3%ですよ、この辺はいかがでしょうか。

委員長 施行前に買った人は恩恵がないから、市のほうで何とか下げられないかという質問です。

税務課長 現在のところは率を変えることは考えておりません。

委員長 よろしいですか。

寺門委員 固定資産税、都市計画税、それから軽自動車税もそうなんですけれども、恩恵ということなんですけれども、長期的に見てどうなんでしょうか。税率、今のままで固定でいくのかどうか。それはどういうに考えていますか。

委員長 税金が減ってしまうけれども、そのままいくんですかということです。

税務課長 軽自動車税の減収分につきましては、当分の間、国のほうで補填するという措置が決められております。

以上です。

委員長 よろしいですか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

採決の前に、委員の皆様にお諮りいたします。

ただいまの議案2件につきましては、関連するものでございますので、2件を一括して採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしとのことです。これより議案第32号、議案第33号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 議案第32号、議案第33号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。ありがとうございました。

以上で、付託された執行部提出案件の審議は全て終了いたしました。執行部の皆様、ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

休憩(午前10時53分)

再開(午前11時05分)

委員長 それでは、再開いたします。

調査事項についてを議題といたします。

先月5月21日の委員会で執行部より協働のまちづくりと自治会制度について説明をいただきました。ご説明いただきました内容を踏まえまして、今後委員会として何を重点として調査をしていくか、ご意見等ございましたらばお願いいたします。

調査事項を、今後どういうふうなところに焦点を置いてまとめていくかというところで

す。思いつくままに言っていたで大丈夫です。

副委員長 自治会に加入者でも未加入者でも同じサービスが得られるとか、何かそういった視点というのにも必要かなと思うんですけども、それは行政としてどうできるかとか、自治会を整理するというか、仕組みというか、そういうのを。何を委託して何をしないかとかという整理とかということも一つの視点かなと思うんですが。

委員長 自治会に入っている人と入っていない人とのサービスの違いを明確にするということですかそれとも、同じサービスを受けられなきゃいけないということに特化するということですか。

副委員長 それが今のところ明確ではないと思うので、それを調べてみて、どのような差があるのかということを知ることも必要かなと思うんです。

委員長 分かりました。まず、その点を調査してみるということですね、一つ。そういうのもいろいろ、そういうのもいいです。現状どうなっているかということも探っていくことによって問題点が見えてくるということもありますので。

木野委員 前にも話が出ていたと思うんですけども、各自治会と意見交換ができればですけども、結構各自治会によって随分やり方が違うと思うんです。それもちょうと調べて、その中でまた精査できることがあればいいのかなと思うんです。まず、その自治会の方と意見交換ができるかどうかというのが、ちょっと一つのあれかなと私は思っています。

委員長 68自治会があるわけですけども、その辺のやり方を自治会ごとに整理してみるということですね。そういうのはひとつ面白いと思います。今まで見えていないものが見えてくるかもしれません。

寺門委員 私も同じかなということで、運営の仕方、自治会の。それと、今後どうしていくかということで、具体的に、今話が出たように、それぞれ運営の仕方が違うんで、現状把握と課題整理と今後どうしましょうかというところを分けて調査していったらいいんじゃないかなというふうに思います。

小池委員 この間の自治会の話で出ましたとおり、やはりどんどん人が減っていくと。菅谷の加入率も悪い部分もあるんでしょうけれども、私らのほうもどんどん減っていく部分が多いので、例えば、木野委員が今おっしゃったように、語ろう会でも聞いたときに、広域合併じゃないけれども、自治会を一くくりにして地区でまとめる。班が増えるかもしれませんけれども、そういうふうにして役員の数を絞って運営を楽にするようなやり方もあるのか。一度そういうのもやっぱり聞いてみたいですね。

委員長 自治会の役割の軽減についてということですね。

遠藤委員 当然方向性は、この間、行政の目からの部分と現状のデータを示していただきましたんで、一応包括的には今の自治会の在り方と加入率は分かりました。けれども、あと当然、今度は自治会側からのいろんなご意見とか要望は当然議会としてお聞きするべきだなと思っているんですが、どうお聞きしようかなというところが悩ましいところで、

68もある自治会長と話をするのはちょっと非現実的です。そういった意味では、8つのまちづくり委員会があるから、まちづくり委員会委員長の会議もありましょうけれども、そことやるとどうなんだろう、それ自治会に対してのいろんなものに絞ってそういうまちづくり委員長方と話をすればいいのか、やっぱり実際の自治会長と話をすればいいのか、そこらをちょっと今、答えが出ないところではあります。

ただ、いずれにしても行政の話は聞いたので、自治会の話は聞きたい。ただ、どういふうにして聞こうかなと、そこはちょっと悩んでいます。

委員長 そういうご意見をいただけたらと思っておりましたので、次回、まちづくり委員長と事務局長との語ろう会を実は、詳細につきましては事務局のほうから説明をさせます。

次長補佐 7月の中旬ぐらいから下旬にかけて、まちづくり委員会の委員長と事務局長、参加できる方は両方ということで今お願いをしまして、日程調整のほうをしている状況でございます。

委員長 ということで、まずはまちづくり委員会の委員長と話をし、実際、現場の自治会長との考え方の違いは若干あるかと思うんですが、一応順番に聞いていきたいと思いますところ。遠藤委員からありましたように、68自治会長を一斉に集めてというのはなかなか現実的ではないかなという部分もありますので。その辺もちょっと今後どうするか考えていきたいですね。

遠藤委員 確かに、本当に人数も限らなきゃいけないし、時間もさることながら。だから、例えばそういう出てきてくださるようなところへ事前にちょっと聞きたい、我々がこういうことはどうなんだろうかと聞きたい、幾つかちょっと事前に出して、それについてお答えを持ってきていただくか、もしくは、事前に何かちょっといただければ、当日資料を見て、それを元に議論できるともう少し、かなり短縮できるかなという気もしますので、そこらをちょっと正副委員長含め、事務局、ちょっと考えていただいて、できるだけ効率よく声を拾えるようなやり方をちょっと考えていただきたいなと思います。

委員長 そうですね。

一つ言っておくと、まちづくり委員会は自治会の会員数関係なく補助金が入ります。自治会の場合は、完全に自治会員数しかお金が入ってこないで、その辺の入り方の違いが考え方の違いにも実は反映してきて、まちづくり委員会はその地区を、自治会に入っている入っていない問わず、包括的にやらなきゃいけないんだという義務感を持っているところは一応前提としてあります。

遠藤委員 委員長おっしゃるとおり、やっぱりまちづくり委員会の課題としてあるんだよね、まちづくり委員会としての。あとは、我々がそもそもやっている自治会の課題。両方お聞きしても当然いいのだけれども、あまり聞き過ぎると大変かな。両方まとめてがしゃっとやっちゃっても構わないですけども、そこらをちょっとどうするか。

委員長 協働のまちづくりというところではまちづくり委員会ですね。自治会制度というところ

ろは自治会長かなというふうには考えていますので。ただ、さっき言ったように、68人集めるのはちょっと現実的じゃないなという部分もありますので、どういうふうにしていくのがいいか、アンケートという方式もあるでしょうし、そういったことも考えながら。

ほかございますか。ここちょっと、自治会のここの闇に迫りたいみたいなのがあれば。ここどうなっているんだろうみたいな。自治会によって規模が違うんで、それが実際役員報酬とかにも現実的には直結していますので、やっぱり小さいところは役員の報酬もあまり払えなかったりみたいなところもありますし。なので、そういったところも聞けば教えてくれるとは思いますが。会則に全部、役員報酬って書いてありますから。

遠藤委員 そうしたら、例えば役員というか、自治会の班長になりたくないから抜けるとか、そういうのがあるじゃないですか。だから、班長の負担軽減をどういうふうに工夫されているか、自治会によって。例えば、前、総合計画審議会に出たときに、どこかの大学の教授が言っていたんですが、どこかのところでは班長会議をなくしたわけじゃないけれども、メールで班長同時やり取りするふうにがらっと変えちゃって、そうするといちいち集まらなくても済むし、最初はそういう、抵抗はやっぱりあったけれども、お年寄りの方で、でも、やっぱりそういうふうな方針だとすれば、もうある程度慣れてくる方は慣れてきて、一応効果として、副産物としてはちゃんと議事録が残るようになったと。今、結構自治会の会議って議事録がないじゃないですか、多分、どこもっていうか、分からないですけども。だから、多分自治会によって違うと思うのね。そうすると、毎年同じような多分行事とかイベントをやるんだけれども、これどうやるんだっけみたいな。毎年班長は変わるんで、当然役員、自治会長、そういった方は残っているにしても、やっぱり議事録も残るし、少なくとも班長の負担をどう減らすような工夫をそれぞれの自治会でしているかというのはちょっと聞きたいし、できればそういったものが、うちの自治会で活用できるんだったら取り入れたいとか、そう思っているところもあるんじゃないかなと思うので。

あと、回覧回すものもどういうふうにやっているか。班長の成り手がいなければ飛ばしてとか、そういうのはどこもやっているかもしれないけれども、何か68もあれば特徴的なところがあるんじゃないかなと思うんで。いわゆる、班長の負担軽減はどういうふうにやっているかというのはちょっと一つ聞きたいなという感じです。

委員長 ありがとうございます。確かにそれは一つの課題ではありますよね。

副委員長 今の自治会に依頼しているような防犯灯の電気代だったりとかというのは、自治会に入っていない方にどうやって集めているのかというときに、班長がその家に行ったりとかという班もあったりとか、そういう自治会もある中で、やはり今の時代というか、なかなかそういうのって、お金の回収をとというのはなかなか個人間でそういうのというのは難しい中で、それというのは行政がやったほうが、行政が電気代払ったりとか、そう

いうのは町の安全ということでやったほうがいいんじゃないかとか、そういうことも考えられたりとかするので、運営の業務の調査とかというの、班長が何をしているのかというの調査できればいいのかなというのがあります。

委員長 そうですね、防犯灯は地元で電気負担というようになっていますね。笠間市なんかは去年から全部市で払うという形に変えたというふうに聞いていますけれども。日立市もそうですか。実際、私が住んでいる地区は今150ちょっと防犯灯をつけています。この電気代を周りの皆さんに負担していただけるとありがたいということなんです。なかなかそこは理解を得られるかどうかというところなんです。防犯灯を自治会でほとんどつけていないところもあるわけです。でも、税金で払えとなると、うちは使っていないのというところが出てこないとも限らないというところで、でもそれもいろんな自治会長がどういう考えなのか聞いてみたい気持ちはあります。

そんなところでいいですかね。あとは、ちょっと委員長、副委員長のほうでまとめさせていただく形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ありがとうございます。

それから、何かこういう自治体とか先行事例を視察したいとかいうところがあれば、提案いただければありがたいと思いますので、併せてよろしくお願いいたします。日程等、もし決まりましたら、調整しまして、皆さんに諮りたいと思います。

続きまして、さっきちょっと先行してしまいましたが、議員と語ろう会についてを議題といたします。

今年度の議員と語ろう会ですが、まず来月に各まちづくり委員長及び事務局長と協働のまちづくり、課題やこれからの活動についてをテーマに実施をしたいと考えております。ここでさっき出た質問も絡めながら行っていきたいなと思いますので、詳しい詳細は後日改めてラインワークスで周知いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の案件は全て終了いたしました。

以上で総務生活常任委員会を閉会といたします。

閉会（午前11時21分）

令和8年8月3日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 小宅 清史